

《資格確認書等再交付申請書の記入について》

● 添付書類

- ① 被保険者証（又は資格確認書）※再交付申請理由が汚損・破損の場合
- ② 組合員の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）。
※家族の再交付の場合も、組合員の本人確認書類が必要
- ③ 申請を外部委託される場合（社労士事務所等）は、代理人の身元確認書類の写し。

● 留意事項等

- ① 個人番号カードの紛失等につきましては、お住いの市町村窓口にご連絡ください。
- ② 再交付申請を受け付け後、個人番号カードを健康保険証として利用するために登録を行っているか、組合で確認します。その結果に基づき、資格確認書、又は資格情報のお知らせを発行いたしますので、仮に資格確認書を紛失した場合でも、資格情報のお知らせを発行する場合があります。
- ③ 再交付を受けた後、失った被保険者証（又は資格確認書）を発見したときは、組合に返納してください。
- ④ 万が一、被保険者証（又は資格確認書、又は資格情報のお知らせ）の紛失のために発生した事故については、組合で責任は負いかねますのでご了承ください。

【 個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて 】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。